

関税法第69条第1項の規定による輸出入貨物の検査場所

東京税関管内(支署長が指定する区域を除く。)

東京税関掲示第80号(令和3年3月1日)

本関及び出張所の構内(ただし、東京都中央区晴海5丁目7番1号、東京都江東区青海2丁目地先及び東京都西多摩郡瑞穂町むさし野3丁目12番地1の税関旅具検査場並びに東京税関コンテナ検査センター及び東京税関城南島コンテナ検査センターを含む。)

保税地域(指定保税地域岸壁にけい留された本船を含む。)

芝浦はしけ溜(東京都港区海岸3丁目地先)

自衛隊所管の基地の構内(外務省等国の機関が行う国際的な支援活動及び慰靈祭等の実施に伴う通関の際に利用する場合に限る。)

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(昭和55年8月条約第25号「ワシントン条約」)附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種(日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第1条(b)に規定する標本をいう。)に該当する輸入貨物の検査場所については、以下の場所に限る。

1. 本関

本関構内並びに本関及び大井出張所の管轄区域内に所在する保税地域で東京都特別区内に所在するもの

2. 本関以外の指定官署

東京航空貨物出張所、成田航空貨物出張所及び東京外郵出張所の構内並びに当該各出張所の管轄区域内に所在する保税地域

3. 指定官署以外の官署

新潟税関支署及び新潟税関支署東港出張所の構内並びに当該各支署出張所の管轄区域内に所在する保税地域(特例輸入者又は認定通関業者がワシントン条約附属書IIIに掲げる種に該当する貨物を本関に輸入申告し、税関の検査に支障がないと認められる場合に限る。)

なお、従前の指定については、廃止する。

酒田税関支署管内

酒田税関支署掲示第3号(平成15年1月27日)

酒田税関支署構内

酒田税関支署山形出張所構内

保税地域(指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。)

外航クルーズ船に係る旅客携帯品等の検査場所の指定について

標記の件について、関税法第69条第1項の規定に基づく貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

1 指定検査場所

古湊ふ頭第1号岸壁に接岸する外航クルーズ船の旅客及び乗組員の携帯品検査のために山形県と調整した税関検査のための場所

2 検査貨物の種類

外航クルーズ船旅客等の携帯品及び船用品

この指定については、令和5年4月6日から適用する。

令和5年4月4日

酒田税関支署長 松本英明

山形空港から出入港する国際チャーター便に係る旅客携帯品等の
検査場所の指定について

標記の件について、関税法第69条第1項の規定に基づく貨物の検査場所を下記の
とおり指定する。

1 指定検査場所

山形県東根市大字羽入字柏原新林3008番地

山形空港旅客ターミナルビル内

1階 チケットカウンター

2階 ホールディングルーム

1階 手荷物受取場及びエレベーターホール

1階 会議室（営業事務室）

2 検査貨物の種類

出入国旅客等の携帯品及び機用品

この指定については、令和3年1月1日から適用する。

令和2年12月17日

酒田税関支署長 大坪政悦

庄内空港から出入港する国際チャーター便に係る旅客携帯品等の
検査場所の指定について

標記の件について、関税法第69条第1項の規定に基づく貨物の検査場所を下記の
とおり指定する。

1 指定検査場所

山形県酒田市浜中字村東30-3

庄内空港旅客ターミナルビル内

1階 チケットカウンター

2階 ホールディングルーム

1階 手荷物受取場、風除室、会議室及び会議室隣接倉庫

2 検査貨物の種類

出入国旅客等の携帯品及び機用品

この指定については、令和3年1月1日から適用する。

令和2年12月17日

酒田税関支署長 大坪政悦

関税法第69条第1項の規定による輸出入貨物検査場所

成田税関支署管内

成田税関支署掲示第22号（令和4年7月13日）

成田税関支署構内

成田国際空港国際線搭乗ゲートから航空機搭乗口までの区域

成田国際空港国際線出発バスマウンジ

成田国際空港国際線出発ロビー出入口から出国検査場までの区域

成田国際空港ビジネスアビエーションターミナルプレミアゲート

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する「感染症」の疑似症患者又は罹患者として感染症医療機関等に緊急搬送される旅客の携帯品等については、成田国際空港国際線降機ゲートから入国検査場に至るまでの区域（乗継検査場を除く）で関係機関と調整した場所とする。

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号「ワシントン条約」）附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、支署構内及び支署の管轄区域内に所在する保税地域に限る。

・検査場所の指定については、令和4年7月16日から適用する。

なお、従前の指定については廃止する。

関税法第69条第1項の規定により公告する。

令 和 5 年 9 月 11 日
羽田税関支署長
渡邊 智義

羽田税関支署管内

羽田税関支署掲示第 85 号（令和5年9月11日）

羽田税関支署構内

保税地域

東京国際空港国際線出発ロビーから出国検査場までの区域及び国際線出発ロビー以外にある国際線チェックインカウンター

東京国際空港国際線搭乗ゲートから航空機搭乗口までの区域

東京国際空港国際線出発バスラウンジ

東京国際空港国際線税関監視取締部門事務室前

東京国際空港国際線ビジネスジェット専用ゲート

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和55年8月条約第25号「ワシントン条約」）附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、支署構内及び支署の管轄区域内に所在する保税地域に限る。

- ・検査場所の指定については、令和5年9月11日から適用する。
なお、従前の指定については廃止する。

関税法第 69 条第 1 項の規定による輸出入貨物の検査場所

新潟税関支署管内

新潟税関支署掲示第 1 号

新潟税関支署及び出張所構内（東京税関新潟コンテナ検査センターを含む。）

保税地域（指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）

新潟港国際旅客ターミナル内旅具検査場

新潟空港ターミナルビル内旅具検査場

新潟空港国際線搭乗ゲートから航空機搭乗口までの区域

新潟空港ターミナルビル国際線チェックインロビー出入口から国際線保安検査場までの区域

以下の岸壁で関係機関と調整した場所及び同岸壁にけい留された本船

新潟港西港区：中央ふ頭北側岸壁、中央ふ頭先端岸壁、山の下ふ頭北側岸壁

新潟港東港区：中央ふ頭東 1 号岸壁、中央ふ頭東 2 号岸壁

直江津港：中央ふ頭鉱産品岸壁、中央ふ頭木材岸壁

（ただし、外航クルーズ船にかかる旅客等の携帯品及び船用品に限る）

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和 55 年 8 月条約第 25 号「ワシントン条約」）付属書 I 、付属書 II 及び付属書 III に掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第 1 条 (b) に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、新潟税関支署新潟空港出張所構内及び同出張所の管轄区域内に存在する保税地域に限る。

検査場所の指定については令和 8 年 1 月 30 日から適用する。

なお、従前の指定については、廃止する。

令和 8 年 1 月 30 日

新潟税関支署長 宮本 智